

金融庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（案）

平成27年〇月〇日  
金融庁訓令第 号

（目的）

第1条 この要領（以下「対応要領」という。）は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、法第7条に規定する事項に関し、金融庁職員（非常勤職員を含む。以下「職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

（不当な差別的取扱いの禁止）

第2条 職員は、法第7条第1項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障害（身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害をいう。以下この対応要領において同じ。）を理由として、障害者の（障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。以下この対応要領において同じ。）でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。これに当たり、職員は、別紙に定める留意事項に留意するものとする。

## （合理的配慮の提供）

第3条 職員は、法第7条第2項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）の提供をしなければならない。これに当たり、職員は、別紙に定める留意事項に留意するものとする。

## （監督者の責務）

第4条 職員のうち、課長相当職以上の地位にある者（以下「監督者」という。）は、障害を理由とする差別の解消を推進するため、次の各号に掲げる事項に留意して障害者に対する不当な差別的取扱いが行われないよう注意し、また、障害者に対して合理的配慮の提供がなされるよう環境の整備を行わなければならない。

一 日常の執務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、その監督する職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。

二 障害者から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申し出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。

三 合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する職員に対して、合理的配慮の

ていきょう てきせつ おこな しどう  
提供を適切に行うよう指導すること。

- 2 監督者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

ちょうかいしょぶんとく  
(懲戒処分等)

だい じょう しょくいん しょうがいしゃ たい ふとう さべつてきとりあつかい も かじゅう ふたん  
第5条 職員が、障害者に対し不当な差別的取扱いをし、若しくは、過重な負担  
がないにも関わらず合理的配慮の不提供をした場合、その態様等によっては、  
しよくむじょう ぎ む いはん また しよくむ おこた ばあいとう がいとう ちょうかいしょぶんとく ふ  
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合等に該当し、懲戒処分等に付さ  
れることがある。

そうだんたいせい せいび  
(相談体制の整備)

だい じょう きんゆうちょう しょくいん しょうがい りゆう さべつ かん しょうがいしゃおよ  
第6条 金融庁は、その職員による障害を理由とする差別に関する障害者及び  
その家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するための相談窓口を、総務  
きかくきよくそうむか お  
企画局総務課に置く。

- 2 相談等を行おうとする者は、郵便、電話、FAX、電子メールなど任意の方法を  
もち ぜんこう そうだんまどぐち そうだん おこな  
用いて、前項の相談窓口で相談を行うことができることとする。

- 3 第1項の相談窓口で寄せられた相談等は、総務企画局総務課に集約し、相談者の  
プライバシーに配慮しつつ関係者間で情報共有を図り、以後の相談等において  
かつよう  
活用することとする。

- 4 第1項の相談窓口は、必要に応じ、充実を図るよう努めるものとする。

けんしゅう けいはつ  
(研修・啓発)

第7条 障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、必要な研修・啓発を行うものとする。

2 新たに職員となった者に対しては、障害を理由とする差別の解消に関する基本的な事項について理解させるために、また、新たに監督者となった職員に対しては、障害を理由とする差別の解消等に関し求められる役割について理解させるために、それぞれ、研修を実施する。

3 前項の内容、回数等の詳細は、総務企画局総務課長が定める。

4 職員に対し、障害の特性を理解させるとともに、障害者へ適切に対応するために必要なマニュアル等により、意識の啓発を図る。

## 附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

べっし  
(別紙)

きんゆうちよう しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん たいおうようりよう  
金融庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領

かか りゆういじこう  
に係る留意事項

## だい 1 ふとう さべつてきとりあつか きほんてき かんが かつ 第1 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

ほう しょうがいしゃ たい せいとう りゆう しょうがい りゆう ざい かくしゆ  
法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種  
きかい ていきよう きよひ また ていきよう あ ぼしよ じかんたい せいげん しょうがいしゃ  
機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者で  
ない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害  
するを禁止している。

ただし、しょうがいしゃ じじつじょう びやうどう そくしん また たつせい ひつよう とくべつ そち  
ただし、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置  
は、ふとう さべつてきとりあつか しょうがいしゃ しょうがいしゃ もの くら  
は、不当な差別的取扱いではない。したがって、障害者を障害者でない者と比べ  
てゆうぐう とりあつか せつきよくてきかいぜん そち ほう きてい しょうがいしゃ たい  
て優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）、法に規定された障害者に対する  
ごうりてきはいりよ ていきよう しょうがいしゃ もの こと とりあつか ごうりてきはいりよ ていきよう  
合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮を提供  
とう ひつよう はんい はいりよ しょうがいしゃ しょうがい じょうきやうとう  
等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を  
かくにん ふとう さべつてきとりあつか あ  
確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。

このように、ふとう さべつてきとりあつか せいとう りゆう しょうがいしゃ もんだい  
このように、不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題となる  
じ むまた じぎょう ほんしつてき かんけい しょじじょう おな しょうがいしゃ もの ふり  
事務又は事業について、本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に  
あつか てん りゆうい ひつよう  
扱うことである点に留意する必要がある。

## だい 2 せいとう りゆう はんだん してん 第2 正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。金融庁においては、正当な理由に相当するか否かについて、不当な差別的取扱いを禁止する法の趣旨に十分留意しつつ、個別の事案ごとに、障害者、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、損害発生防止等）及び金融庁の事務又は事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明し、理解を得るよう努めることが望ましい。

### 第3 不当な差別的取扱いの具体例

不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は以下のとおりである。なお、第2で示したとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなる。また、以下に記載されている具体例については、正当な理由が存在しないことを前提としていること、さらに、それらはあくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

(不当な差別的取扱いに当たり得る具体例)

- 障害があることを理由に窓口対応を拒否する。
- 障害があることを理由に対応の順序を劣後させる。

- 障害があることを理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒む。
- 障害があることを理由に説明会、シンポジウム等への出席を拒む。
- 事務・事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障害があることを理由に、来庁の際に付き添い者の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障がないにもかかわらず、付き添い者の同行を拒んだりする。

#### 第4 合理的配慮の基本的な考え方

1 障害者の権利に関する条約（以下「権利条約」という。）第2条において、

「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的

自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整

であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は

過度の負担を課さないもの」と定義されている。

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等に対し、その

事務又は事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁

の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う

負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、

社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮を行うことを求めている。合理的

配慮は、障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会におけ

る様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の

考え方を踏まえたものであり、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、

しょうがいしゃ こ こ ばめん ひつよう しゃかいてきしょうへき じよきよ ひつよう  
障害者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要

ごうりてき とりくみ じっし ともな ふたん かじゅう  
かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものである。

ごうりてきはいりよ きんゆうちやう じ むまた じぎやう もくてき ないやう き のう て ひつよう  
合理的配慮は、金融庁の事務又は事業の目的・内容・機能に照らし、必要とさ

はんい ほんらい ぎやうむ ふずい かぎ しょうがいしゃ もの ひかく  
れる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較

どうとう きかい ていきやう う じ むまた じぎやう  
において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務又は事業の

もくてき ないやう き のう ほんしつてき へんこう およ りゆうい ひつよう  
目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。

2 ごうりてきはいりよ しょうがい とくせい しゃかいてきしょうへき じよきよ もと ぐたいてきばめん  
合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や

じやうきやう おう こと たやう こべつせい たか どうがいしょうがいしゃ げん お  
状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害者が現に置か

じやうきやう ふ しゃかいてきしょうへき じよきよ しゅだんおよ ほうほう だい  
れている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、「第

5 かじゅう ふたん きほんてき かんが かつ かか ようそ こうりよ だいたい そち せんたく ふく  
過重な負担の基本的な考え方」に掲げる要素を考慮し、代替措置の選択も含め、

そうほう けんせつてきたいわ そうごりかい つう ひつよう ごうりてき はんい じゅうなん たいおう  
双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応

ごうりてきはいりよ ないやう ぎじゅつ しんてん しゃかいじやうせい へんか  
がなされるものである。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化

とう おう か う ごうりてきはいりよ ていきやう あ しょうがいしゃ  
等に応じて変わり得るものである。合理的配慮の提供に当たっては、障害者の

せいべつ ねんれい じやうたいとう はいりよ  
性別、年齢、状態等に配慮するものとする。

ごうりてきはいりよ ひつよう しょうがいしゃ たすう み こ ばあい しょうがいしゃ  
なお、合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合、障害者との

かんけいせい ちやうき ばあいとう つ ど ごうりてきはいりよ ていきやう こうじゅつ  
関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮の提供ではなく、後述

かんきやう せいび こうりよ い ちゅう ちやうきてき さくげん こうりつか  
する環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化

てん じゅうやう  
につながる点は重要である。

3 い し ひやうめい あ ぐたいてきばめん しゃかいてきしょうへき じよきよ かん  
意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する

はいりよ ひつよう じやうきやう げんご しゅわ ふく てんじ かくだい  
配慮を必要としている状況にあることを言語(手話を含む。)のほか、点字、拡大

もじ ひつだん じつぶつ ていじ みぶ どう あいず しょつかく いしでんたつ  
文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、  
しょうがいしゃ たにん しょうがいしゃ ほか さい ひつよう しゅだん つうやく かい  
障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介するものを  
ふく つか  
含む。）により伝えられる。

しょうがいしゃ いしひょうめい ちてきしょうがい せいしんしょうがい へつたつしょうがい  
また、障害者からの意思表示のみでなく、知的障害や精神障害（発達障害を  
ふく とう ほんにん いしひょうめい こんなん ばあい しょうがいしゃ かぞく かいじょしゃとう  
含む。）等により本人の意思表示が困難な場合には、障害者の家族、介助者等、  
コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。

いし ひょうめい こんなん しょうがいしゃ かぞく かいじょしゃとう ともな ばあい  
なお、意思の表明が困難な障害者が、家族、介助者等を伴っていない場合な  
いし ひょうめい ばあい とうがいしょうがいしゃ しゃかいてきしょうへき じょきよ ひつよう  
ど、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要と  
していることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して  
てきせつ おも はいりよ ていあん けんせつてきたいわ はたら じしゅてき  
適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な  
とりくみ つと のぞ  
取組に努めることが望ましい。

- 4 合理的配慮は、しょうがいしゃとう りよう そうてい じぜん おこな けんちくぶつ  
合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリ  
か かいじょしゃとう じてきしえん じょうほう こうじょうとう かんきょう せいび きそ  
一化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎  
として、このしょうがいしゃ たい じょうきょう おう こべつ じっし そち  
として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置であ  
る。したがって、かくぼめん かんきょう せいび じょうきょう ごうりてきはいりよ ないよう  
る。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は  
こと しょうがい じょうたいとう へんか とく しょうがいしゃ  
異なることとなる。また、障害の状態等が変化することもあるため、特に、障害者  
かんけいせい ちょうき ばあいとう ていきょう ごうりてきはいりよ てきぎ みなお  
との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直  
しをおこな じゅうよう  
しを行うことが重要である。

- 5 きんゆうちょう じむまた じぎょう いかん せっち じっし じぎょうしゃ うんえい いたくとう  
金融庁がその事務又は事業の一環として設置・実施し、事業者に運営を委託等  
ばあい ていきょう ごうりてきはいりよ ないよう おお さい しょう  
する場合は、提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生ずることにより

しょうがいしゃ ふりえき う いたくとう じょうけん たいおうよりょう ふ  
障害者が不利益を受けることのないよう、委託等の条件に、対応要領を踏まえ  
ごうりてきはいりよ ていきょう も こ つと のぞ  
た合理的配慮の提供について盛り込むよう努めることが望ましい。

## だい 5 かじゅう ふたん きほんてき かんが かつ 第5 過重な負担の基本的な考え方

かじゅう ふたん ごうりてきはいりよ ていきょう つと ほう しゅし じゅうぶん  
過重な負担については、合理的配慮の提供に努めるべきとする法の趣旨に十分  
りゅうい こべつ じあん い か ようそとう こうりよ ぐたいてきばめん じょうきょう おう  
留意しつつ、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じ  
そうごうてき きやつかんてき はんだん ひつよう  
て総合的・客観的に判断することが必要である。

しょういん かじゅう ふたん あ はんだん ばあい しょうがいしゃ りゅう せつめい りかい  
職員は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明し、理解  
え つと のぞ  
を得るよう努めることが望ましい。

- じ むまた じぎょう えいきょう ていど じ むまた じぎょう もくてき ないよう きのう そこ いな  
事務又は事業への影響の程度(事務又は事業の目的、内容、機能を損なうか否か)
- じつげんかのうせい ていど ぶつりてき ぎじゅつてきせいやく じんてき たいせいじょう せいやく  
実現可能性の程度(物理的・技術的制約、人的・体制上の制約)
- ひようふたん ていど  
費用負担の程度

## だい 6 ごうりてきはいりよ ぐたいれい 第6 合理的配慮の具体例

だい しめ ごうりてきはいりよ ぐたいてきばめん じょうきょう おう こと たよう  
第4で示したとおり、合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、多様か  
こべつせい たか ぐたいれい つぎ  
つ個別性の高いものであるが、具体例としては、次のようなものがある。

きさい ぐたいれい だい しめ かじゅう ふたん さんざい  
なお、記載した具体例については、第5で示した過重な負担が存在しないことを

ぜんてい れいじ きさい ぐたいれい  
前提としていること、また、これらはあくまでも例示であり、記載されている具体例  
かぎ りゅうい ひつよう  
だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

ごうりてきはいりよ あ う ぶつりてきかんきょう はいりよ ぐたいれい  
(合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の具体例)

- だんさ ばあい くるまいすりようしゃ あ とう ほじよ けいたい  
段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする、携帯スロー

プを渡すなどする。

- 配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡す。パンフレット等の位置を分かりやすく教える。
- 目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、前後・左右・距離の位置取りについて、障害者の希望を聞いたりする。
- 障害の特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場の座席位置を扉付近にする。
- 疲労を感じやすい障害者から別室での休憩の申し出があった際、別室の確保が困難であったことから、当該障害者に事情を説明し、対応窓口の近くに長椅子を移動させて臨時の休憩スペースを設ける。
- 不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障害者に対し、職員が書類を押さえたり、バインダー等の固定器具を提供したりする。  
(合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例)
- 筆談、読み上げ、手話（社会福祉団体の手話通訳者による対応が可能な場合等）などのコミュニケーション手段を用いる。
- 会議資料等について、必要に応じ点字、拡大文字等を使用する。
- 障害のある委員に会議資料等を事前送付する際、必要に応じ読み上げソフトに対応できるよう電子データ（テキスト形式）等で提供する。
- 意思疎通が不得意な障害者に対し、絵カード等を活用して意思を確認する。
- 駐車場などで通常、口頭で行う案内を、紙にメモをして渡す。

- 書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、わかりやすい記述で伝達したりする。本人の依頼がある場合には、代筆や代読といった配慮を行う。
- 比喩表現等が苦手な障害者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに説明する。
- 障害者から申し出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応する。また、なじみのない外来語は避ける、漢数字は用いない、時刻は24時間表記ではなく午前・午後で表記するなどの配慮を念頭に置いたメモを、必要に応じて適時に渡す。

(ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)

- 順番を待つことが苦手な障害者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続き順を入れ替える。
- 立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の者の理解を得た上で、当該障害者の順番が来るまで別室や席を用意する。
- スクリーンや板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を確保する。
- 車両乗降場所を施設出入口に近い場所へ変更する。
- 金融庁の敷地内の駐車場等において、障害者の来庁が多数見込まれる場合、通常、障害者専用とされていない区画を障害者専用の区画に変更する。
- 入館時にICカードゲートを通ることが困難な場合、別ルートからの入館を認める。
- 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張により、不随意の発声等がある

ばあい とうがいしょうがいしゃ せつめい うえ しせつ じょうきょう おう べっしつ じゅんび  
る場合、当該障害者に説明の上、施設の状況に応じて別室を準備する。

- ひこうひょうまた みこうひょうじょうほう あつか かいぎとう じょうほうかんり かか たんぼ え  
非公表又は未公表情報を扱う会議等において、情報管理に係る担保が得られ  
ることを前提に、障害のある委員の理解を援助する者の同席を認める。